

# 家庭用太陽光発電設備 補助金を受けた設備(家屋)を 売却・譲渡・取壊しなどする場合はご注意ください！！

「財産処分の予定がある場合は事前にご相談ください」

国・県・町から補助金交付を受けた太陽光発電設備(施設)を売買や譲渡した場合などは、補助金全額返還と加算金(年利:10.95%)が課される場合があります。

また、補助金返還が免除される場合でも、事前に「財産処分申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。なお、国・県・町により考え方が違う場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

## 1 補助金返還が必要な主な場合(国・県・町により、考え方が違う場合あり)

- ①家屋を売却する場合
- ②家屋を譲渡する場合
- ③家屋を交換する場合
- ④現在の太陽光発電設備を廃棄して新たに更新する場合                      など

## 2 補助金返還が不要な主な場合(国・県・町により、考え方が違う場合あり)

- ①災害や火災により太陽光発電設備が故障し、処分しなければならない場合
- ②道路拡張等の公共工事等のやむを得ない理由により、処分しなければならない場合
- ③補助金交付を受けた者の死亡により、親族が引継いで名義変更する場合
- ④その他特別な理由がある場合                      など

※事前に申請書の提出が必要です。申請書の提出が無かった場合、補助金返還を求められる場合があります。

## 3 太陽光発電設備(施設)の法定耐用年数

補助金交付決定を受け、実績報告書の提出をした日から

**17年間**

※10年以上経過すれば、補助金返還が不要となる場合がありますので必ず事前に相談ください。なお、補助金返還が不要な場合でも事前に申請書の提出が必要です。

### 災害時の様子①

水害



### 災害時の様子②

大雪



問合せ先

琴浦町町民生活課環境衛生係

電話:0858-52-1703

メール:cyouminseikatsu@town.kotoura.tottori.jp